

■当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

■入院基本料に関する事項

各病棟においては、次のとおり看護職員（看護師及び准看護師）及び看護補助者を配置しています。なお、月平均のため、時間帯や休日等によって、職員の数に変動があります。

（1）2階病棟（60床） 一般病棟入院基本料（地域一般入院料3）

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、及び6人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

▼朝9時～夕方17時まで

・看護職員1人当たりの受け持ち数は、8人以内
・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、15人以内

▼夕方17時～朝9時まで

・看護職員1人当たりの受け持ち数は、30人以内
・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、60人以内

（2）3階病棟（60床）・4階病棟（60床） 療養病棟入院基本料（療養病棟入院料1）

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、及び9人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

▼朝9時～夕方17時まで

・看護職員1人当たりの受け持ち数は、12人以内
・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、12人以内

▼夕方17時～朝9時まで

・看護職員1人当たりの受け持ち数は、30人以内
・看護補助者1人当たりの受け持ち数は、30人以内

■入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では入院の際に医師や看護師をはじめとする関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準を満たしております。

■当院は九州厚生局長に下記の届出をおこなっております。

（1）入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）

当院は、入院時食事療養（I）（*）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝8時頃・昼食12時頃・夕食18時頃）・適温で提供しております。

（*）療養病床については、「入院時食事療養（I）および入院時生活療養（I）」

（2）基本診療料の施設基準等に係る届出

◆一般病棟入院基本料（地域一般入院料3）：診療録管理体制加算3、看護配置加算、看護補助加算1（夜間看護体制加算・看護補助体制充実加算）、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）、感染対策向上加算3（連携強化加算）、データ提出加算1、後発医薬品使用体制加算2、入退院支援加算1、認知症ケア加算3

◆療養病棟入院基本料（療養病棟入院料1）：在宅復帰機能強化加算・看護補助体制充実加算）：診療録管理体制加算3、療養病棟療養環境加算1、医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）、感染対策向上加算3（連携強化加算）、データ提出加算1・3、入退院支援加算1、認知症ケア加算3

（3）特掲診療料の施設基準等に係る届出

薬剤管理指導料、CT撮影およびMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）、脳血管疾患等リハビリテーション料（I）・初期加算及び急性期加算、運動器リハビリテーション料（I）・初期加算及び急性期加算、呼吸器リハビリテーション料（I）・初期加算及び急性期加算、がん患者リハビリテーション料

（4）その他届出

酸素の購入単価

■ 医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、当院を受診する患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

■ 生活習慣病管理料について

対象は、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病とする方で、療養指導に同意（署名を頂きます）された患者さまです。個々に応じた療養計画書に基づき、専門的・総合的な治療管理を行います。

■ 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さまの状態に応じ、「28日以上の長期の処方を行うこと」、「リフィル処方せんを発行すること」のいずれの対応も可能です。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

■ 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されていますので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

■ 保険外負担に関する事項

（1）入院期間が180日を超える入院に関する事項

選定療養費（一般病棟）1日：1,650円

通算対象病棟において入院期間が180日を超える場合には、患者様の状態や入院の必要性等、一定の要件に基づき、選定療養費として入院基本料の一部を自己負担していただくことが、法令により定められています。

（2）特別療養環境の提供

特別室料金（主な設備：洗面 トイレ ロッカー テーブル 椅子）

2階病棟 203・205・206・207号室 （消費税込み 1日：3,300円）

3階病棟 303・305・306・307号室 （ // // // ）

4階病棟 403・405・406・407号室 （ // // // ）

（3）後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金として先発医薬品と後発医薬品の薬価の4分の1相当額をお支払いいただきます。

なお、この特別料金（選定療養費）の徴収には、法令に基づく一定の要件があります。

（4）療養の給付と直接関係ないサービス

別紙「保険外負担に係る事項」に記載の項目につきましては、使用料および利用回数に応じた実費をご負担いただいております。

■ 敷地内禁煙について

当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力ををお願いいたします。